

介護老人保健施設 浮間舟渡園 利用料金(短期入所)

1. 短期入所療養介護サービス 基本利用料金(1日当たり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス費	949円	1,042円	1,171円	1,258円	1,342円
特定短期入所療養介護費	難病等がある重度要介護者又はがん末期のご利用者にサービスを提供した場合に加算されます。		3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
			724円	1,011円	1,413円

2-1. 保険給付内 加算料金

項目	金額	加算単位	内容の説明
夜勤職員配置加算	27円	1日あたり	入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	262円	1日あたり	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円	1日あたり	医師により、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当とされた場合に加算されます。(利用開始から7日が限度)
緊急短期入所受入加算	99円	1日あたり (7日を限度)	利用者の状態や家族等の事情により緊急に短期入所療養介護を受ける必要があると介護支援専門員が認めた者に、短期入所療養介護を緊急に行った場合に加算されます。認知症行動・心理症状緊急対応加算を実施した場合は加算されません。
若年性認知症利用者受入加算(短期入所)	131円	1日あたり	若年性認知症の方(40歳から64歳)がご利用された場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算(日帰りサービス)	66円		
送迎加算	201円	片道	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
総合医学管理加算	300円	1日あたり	・10日を限度として1日につき所定単位数を加算されます。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
療養体制維持特別加算Ⅰ	30円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っている場合に加算されます。
療養体制維持特別加算Ⅱ	63円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っており、ご利用者のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施されたものが20%以上及び専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上の方が入所されている場合に加算されます。
療養食加算	9円	1日3食を限度として1食あたり	医師の食事箋に基づく厚生労働省が定める療養食を提供した場合に加算されます。(糖尿病食・腎臓病食(心臓病食を含む)・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常食・痛風食・特別な場合の検査食等)
緊急時治療管理加算	565円	1日あたり	利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。(1月に3日を限度)
特定治療	やむをえない事情により、施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について、診療報酬に準じて算定し、加算されます。		

項目	金額	加算単位	内容の説明
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	109円	1月あたり	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円	1月あたり	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円	1日あたり	介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
室料相当額控除	▲29円	1日あたり	多床室のご利用者様における基準費用額(居住費)について控除されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(令和8年5月31日まで)	介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。所定単位数×75/1000		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(口)(令和8年6月1日以降)	政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、介護従業者を対象に、3.3%の賃上げを実現する措置、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に2.4%を賃金に上乗せ措置を実施することに取り組む事業者に対し加算されます。所定単位数×97/1000		

2-2. 保険給付内 加算料金 特別療養費

項目	金額	加算単位	内容の説明
感染対策指導管理	6円	1日あたり	MRSA等、感染防止につき十分な設備・体制を備えた施設の場合に算定します。
褥瘡対策指導管理	6円	1日あたり	褥瘡対策につき十分な体制が整備されている施設の場合に算定します。
医学情報提供	250円	1退所につき1回	退所時に別の医療機関での診療の必要性を認め、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合に算定します。1退所につき1回に限り算定します。

3. 保険外サービス利用料金(消費税込み)

項目		金額	利用単位	内容の説明
食費		1,970円	1日あたり	※ただし、「食費」「おやつ代」および「居住費」について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。 ※「食費」「おやつ代」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額についてはご相談下さい。
おやつ代		100円	1日あたり	
居住費		943円	1日あたり	
日用品	A	308円	1日あたり	施設で用意する日用品で、利用を希望される場合にお支払いいただきます。 Aセット：下記の①～⑫の日用品 Bセット：下記の①～⑩の日用品 Cセット：下記の①～⑥の日用品 ①ハンドタオル、②フェイスタオル、③液体石鹸、④BOXティッシュ、⑤ペーパータオル、⑥スキンクリーム、⑦歯ブラシ、⑧薬用ハミガキ、⑨洗口液、⑩入れ歯洗浄剤、⑪ペーパーふきん、⑫部屋の消臭剤。
	B	270円		
	C	226円		
教養娯楽費		実費		ご利用者様が書道や水彩画など特に活動を希望された場合、その際に必要な道具や材料の費用をお支払いいただきます。
特別室料		2,200円	1日あたり	4階～6階の東側居室の54床が特別室の対象となります。ご希望により特別室をご利用になった場合にお支払いいただきます。

項目		金額	利用単位	内容の説明
テレビレンタル代		350円	1日あたり	ご希望によりTVを利用される場合にお支払いいただきます。
電気代		55円	1日あたり	個別に電気製品を利用される場合にお支払いいただきます。
理美容代		2,750円～		施設出入り業者へのお申し込みとなります。
洗濯代		366円	小ネット1回	施設出入りの業者と直接契約する場合にお支払いいただきます。
		734円	中ネット1回	
洗濯代(洗濯機)		200円	1回	施設内コインランドリーを使用する場合にお支払いいただきます。
洗濯代(乾燥機)		200円	1回	
健康管理費		実費		インフルエンザ等予防接種の費用
健康診断書		2,200円	1通あたり	文書作成の費用
入所証明書		1,100円	1通あたり	
開示手数料		3,300円	1回	記録の開示に係る手数料(医師による面談料含む)
記録の写し		22円	1枚につき	記録の開示に係る記録のコピー代(白黒,カラー)
記録の写し		1,100円	1枚につき	記録の開示に係る画像代(CD-R)

介護老人保健施設 浮間舟渡園 利用料金(短期入所、2割負担)

1. 短期入所療養介護サービス 基本利用料金(1日当たり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス費	1,897円	2,084円	2,342円	2,516円	2,684円
特定短期入所療養介護費	難病等がある重度要介護者又はがん末期のご利用者にサービスを提供した場合に加算されます。		3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
			1,448円	2,021円	2,826円

2-1. 保険給付内 加算料金

項目	金額	加算単位	内容の説明
夜勤職員配置加算	53円	1日あたり	入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	524円	1日あたり	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	436円	1日あたり	医師により、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当とされた場合に加算されます。(利用開始から7日が限度)
緊急短期入所受入加算	197円	1日あたり (7日を限度)	利用者の状態や家族等の事情により緊急に短期入所療養介護を受ける必要があると介護支援専門員が認めた者に、短期入所療養介護を緊急に行った場合に加算されます。認知症行動・心理症状緊急対応加算を実施した場合は加算されません。
若年性認知症利用者受入加算(短期入所)	262円	1日あたり	若年性認知症の方(40歳から64歳)がご利用された場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算(日帰りサービス)	131円		
送迎加算	401円	片道	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
総合医学管理加算	600円	1日あたり	・10日を限度として1日につき所定単位数を加算されます。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
療養体制維持特別加算Ⅰ	59円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っている場合に加算されます。
療養体制維持特別加算Ⅱ	125円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っており、ご利用者のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施されたものが20%以上及び専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上の方が入所されている場合に加算されます。
療養食加算	18円	1日3食を限度として1食あたり	医師の食事箋に基づく厚生労働省が定める療養食を提供した場合に加算されます。(糖尿病食・腎臓病食(心臓病食を含む)・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・脂質異常食・痛風食・特別な場合の検査食等)
緊急時治療管理加算	1,130円	1日あたり	利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。(1月に3日を限度)
特定治療	やむをえない事情により、施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について、診療報酬に準じて算定し、加算されます。		

項目	金額	加算単位	内容の説明
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	218円	1月あたり	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	22円	1月あたり	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	40円	1日あたり	介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
室料相当額控除	▲57円	1日あたり	多床室のご利用者様における基準費用額(居住費)について控除されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(令和8年5月31日まで)	介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。所定単位数×75/1000		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(ロ)(令和8年6月1日以降)	政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、介護従業者を対象に、3.3%の賃上げを実現する措置、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に2.4%を賃金に上乗せ措置を実施することに取り組む事業者に対し加算されます。所定単位数×97/1000		

2-2. 保険給付内 加算料金 特別療養費

項目	金額	加算単位	内容の説明
感染対策指導管理	12円	1日あたり	MRSA等、感染防止につき十分な設備・体制を備えた施設の場合に算定します。
褥瘡対策指導管理	12円	1日あたり	褥瘡対策につき十分な体制が整備されている施設の場合に算定します。
医学情報提供	500円	1退所につき1回	退所時に別の医療機関での診療の必要性を認め、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合に算定します。1退所につき1回に限り算定します。

3. 保険外サービス利用料金(消費税込み)

項目		金額	利用単位	内容の説明
食費		1,970円	1日あたり	※ ただし、「食費」「おやつ代」および「居住費」について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。 ※ 「食費」「おやつ代」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額についてはご相談下さい。
おやつ代		100円	1日あたり	
居住費		943円	1日あたり	
日用品	A	308円	1日あたり	施設で用意する日用品で、利用を希望される場合にお支払いいただきます。 Aセット：下記の①～⑫の日用品 Bセット：下記の①～⑩の日用品 Cセット：下記の①～⑥の日用品 ①ハンドタオル、②フェイスタオル、③液体石鹸、④BOXティッシュ、⑤ペーパータオル、⑥スキンケア、⑦歯ブラシ、⑧薬用ハミガキ、⑨洗口液、⑩入れ歯洗浄剤、⑪ペーパーふきん、⑫部屋の消臭剤。
	B	270円		
	C	226円		
教養娯楽費		実費		ご利用者が書道や水彩画など特に活動を希望された場合、その際に必要な道具や材料の費用をお支払いいただきます。

項目		金額	利用単位	内容の説明
特別室料		2,200円	1日あたり	4階～6階の東側居室の54床が特別室の対象となります。ご希望により特別室をご利用になった場合にお支払いいただきます。
テレビレンタル代		350円	1日あたり	ご希望によりTVを利用される場合にお支払いいただきます。
電気代		55円	1日あたり	個別に電気製品を利用される場合にお支払いいただきます。
理美容代		2,750円～		施設出入り業者へのお申し込みとなります。
洗濯代		366円	小ネット1回	施設出入りの業者と直接契約する場合にお支払いいただきます。
		734円	中ネット1回	
洗濯代(洗濯機)		200円	1回	施設内コインランドリーを使用する場合にお支払いいただきます。
洗濯代(乾燥機)		200円	1回	
健康管理費		実費		インフルエンザ等予防接種の費用
健康診断書		2,200円	1通あたり	文書作成の費用
入所証明書		1,100円	1通あたり	
開示手数料		3,300円	1回	記録の開示に係る手数料(医師による面談料含む)
記録の写し		22円	1枚につき	記録の開示に係る記録のコピー代(白黒,カラー)
記録の写し		1,100円	1枚につき	記録の開示に係る画像代(CD-R)

介護老人保健施設 浮間舟渡園 利用料金(短期入所、3割負担)

1. 短期入所療養介護サービス 基本利用料金(1日当たり)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス費	2,845円	3,126円	3,512円	3,774円	4,026円
特定短期入所療養介護費	難病等がある重度要介護者又はがん末期のご利用者にサービスを提供した場合に加算されます。		3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
			2,172円	3,032円	4,238円

2-1. 保険給付内 加算料金

項目	金額	加算単位	内容の説明
夜勤職員配置加算	79円	1日あたり	入所者20名ごとに夜勤職員1名を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	785円	1日あたり	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	654円	1日あたり	医師により、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当とされた場合に加算されます。(利用開始から7日が限度)
緊急短期入所受入加算	295円	1日あたり (7日を限度)	利用者の状態や家族等の事情により緊急に短期入所療養介護を受ける必要があると介護支援専門員が認めた者に、短期入所療養介護を緊急に行った場合に加算されます。認知症行動・心理症状緊急対応加算を実施した場合は加算されません。
若年性認知症利用者受入加算(短期入所)	393円	1日あたり	若年性認知症の方(40歳から64歳)がご利用された場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算(日帰りサービス)	197円		
送迎加算	602円	片道	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
総合医学管理加算	900円	1日あたり	・10日を限度として1日につき所定単位数を加算されます。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
療養体制維持特別加算Ⅰ	89円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っている場合に加算されます。
療養体制維持特別加算Ⅱ	187円	1日あたり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、質の高い療養体制の維持と介護職員配置を行っており、ご利用者のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施されたものが20%以上及び専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上の方が入所されている場合に加算されます。
療養食加算	27円	1日3食を限度として1食あたり	医師の食事箋に基づく厚生労働省が定める療養食を提供した場合に加算されます。(糖尿病食・腎臓病食(心臓病食を含む)・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常食・痛風食・特別な場合の検査食等)
緊急時治療管理加算	1,694円	1日あたり	利用者に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。(1月に3日を限度)
特定治療	やむをえない事情により、施設にて行われた特定の処置や手術、麻酔等について、診療報酬に準じて算定し、加算されます。		

項目	金額	加算単位	内容の説明
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	327円	1月あたり	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(Ⅱ)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(Ⅱ)の加算を取得せず、(Ⅰ)の加算を取得することも可能である。
(新しい加算)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	33円	1月あたり	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	59円	1日あたり	介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
室料相当額控除	▲85円	1日あたり	多床室のご利用者様における基準費用額(居住費)について控除されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(令和8年5月31日まで)	介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。所定単位数×75/1000		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(ロ)(令和8年6月1日以降)	政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、介護従業者を対象に、3.3%の賃上げを実現する措置、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に2.4%を賃金に上乗せ措置を実施することに取り組む事業者に対し加算されます。所定単位数×97/1000		

2-2. 保険給付内 加算料金 特別療養費

項目	金額	加算単位	内容の説明
感染対策指導管理	18円	1日あたり	MRSA等、感染防止につき十分な設備・体制を備えた施設の場合に算定します。
褥瘡対策指導管理	18円	1日あたり	褥瘡対策につき十分な体制が整備されている施設の場合に算定します。
医学情報提供	750円	1退所につき1回	退所時に別の医療機関での診療の必要性を認め、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合に算定します。1退所につき1回に限り算定します。

3. 保険外サービス利用料金(消費税込み)

項目		金額	利用単位	内容の説明
食費		1,970円	1日あたり	※ただし、「食費」「おやつ代」および「居住費」について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく利用料の上限となります。 ※「食費」「おやつ代」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額についてはご相談下さい。
おやつ代		100円	1日あたり	
居住費		943円	1日あたり	
日用品	A	308円	1日あたり	施設で用意する日用品で、利用を希望される場合にお支払いいただきます。 Aセット：下記の①～⑫の日用品 Bセット：下記の①～⑩の日用品 Cセット：下記の①～⑥の日用品 ①ハンドタオル、②フェイスタオル、③液体石鹸、④BOXティッシュ、⑤ペーパータオル、⑥スキンケア、⑦歯ブラシ、⑧薬用ハミガキ、⑨洗口液、⑩入れ歯洗浄剤、⑪ペーパーふきん、⑫部屋の消臭剤。
	B	270円		
	C	226円		

項目		金額	利用単位	内容の説明
教養娯楽費		実費		ご利用者が書道や水彩画など特に活動を希望された場合、その際に必要な道具や材料の費用をお支払いいただきます。
特別室料		2,200円	1日あたり	4階～6階の東側居室の54床が特別室の対象となります。ご希望により特別室をご利用になった場合にお支払いいただきます。
テレビレンタル代		350円	1日あたり	ご希望によりTVを利用される場合にお支払いいただきます。
電気代		55円	1日あたり	個別に電気製品を利用される場合にお支払いいただきます。
理美容代		2,750円～		施設出入り業者へのお申し込みとなります。
洗濯代		366円	小ネット1回	施設出入りの業者と直接契約する場合にお支払いいただきます。
		734円	中ネット1回	
洗濯代(洗濯機)		200円	1回	施設内コインランドリーを使用する場合にお支払いいただきます。
洗濯代(乾燥機)		200円	1回	
健康管理費		実費		インフルエンザ等予防接種の費用
健康診断書		2,200円	1通あたり	文書作成の費用
入所証明書		1,100円	1通あたり	
開示手数料		3,300円	1回	記録の開示に係る手数料(医師による面談料含む)
記録の写し		22円	1枚につき	記録の開示に係る記録のコピー代(白黒、カラー)
記録の写し		1,100円	1枚につき	記録の開示に係る画像代(CD-R)